

令和5年 第3回教育委員会定例会議 会議録

1 日 時 令和5年3月28日(火)

開会 13時30分

閉会 15時10分

2 会 場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 出席委員(7名)

教 育 長	野 口 弘
教 育 委 員	田 邊 俊 治
〃	大 島 淳 光
〃	木 村 陽 子
〃	丸 山 章 子
〃	長 澤 裕 子
〃	櫻 吉 啓 介

4 欠席委員(なし)

事務局

教育次長
担当次長(兼)教育総務課長
教育総務課担当課長(兼)課長補佐
担当次長(兼)学校職員課長
学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐
担当次長(兼)学校指導課長
学校指導課担当課長(兼)課長補佐
市立工業高校事務局長
担当次長(兼)生涯学習課長
図書館総務課長
(兼)玉川図書館長
(兼)玉川図書館近世史料館長
(兼)玉川図書館城北分館長
教育プラザ総括施設長
(併)こども相談センター所長
学校教育センター所長

上 寺 武 志
堀 場 喜一郎
寺 末 哲 也
中 村 健 一
外 川 奨
地 下 雅 志
藤 尾 裕
長谷川 智 朗
安 宅 英 一
岩 井 隆 之

今 寺 誠

熊 谷 有紀子

5 案 件

議案第4号	金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について (教育総務課)
議案第5号	金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について (教育総務課)
議案第6号	金沢市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)
議案第7号	金沢市教育委員会における個人情報保護に関する法律施行規則制定について (教育総務課)

議案第 8 号	金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について	(教育総務課)
議案第 9 号	金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定について	(学校職員課)
報告第 6 号	朝霧台小学校の開校について	(教育総務課)
報告第 7 号	長町中学校の開校について	(教育総務課)
報告第 8 号	子どもを育む行動計画 2023 の策定について	(教育総務課)
報告第 9 号	中学校部活動の地域移行に関する抽出調査結果の概要について	(学校指導課)
報告第 10 号	令和 4 年度児童生徒の体力・運動能力調査の概要について	(学校指導課)
報告第 11 号	新型コロナウイルス感染症に関する金沢市立学校の入学式における対応について	(学校指導課)
報告第 12 号	金沢市立学校における新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について	(学校指導課)
報告第 13 号	家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための 8 つのすすめ」ハンドブックについて	(生涯学習課)
報告第 14 号	出張図書館モデル事業の廃止及び自動車文庫事業の拡充等について	(図書館総務課)

そ の 他

- (1) 金沢市立工業高等学校の卒業生進路状況及び活動状況等（令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月）について
- (2) 次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者 2 名について協議し、傍聴を許可した。次に、会議録署名委員に大島委員を指名した。本日の議題について、野口教育長が非公開とするものはないことを発議し、全会一致で全て公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、報告第 6 号、報告第 7 号、報告第 8 号、報告第 9 号、報告第 10 号、報告第 11 号、報告第 12 号、報告第 13 号、報告第 14 号について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、4 月の定例会議の開催日を次のとおり決定し、閉会した。

* 4 月の定例会議の日程：令和 5 年 4 月 19 日（水）13：30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

○ 議案第 4 号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について（教育総務課）
 （説明の概要）別冊資料「令和 5 年 3 月教育委員会規則関係議案」1 ページ。この春、小將町中学校が閉校し長町 1 丁目地内に長町中学校が開校することや、田上本町地内に新たに朝霧台小学校が開校することを受け、共同調理場からの配送校を定めるための改正となる。新旧対照表のとおり、西部共同調理場の配送校に長町中学校を追加し、東部共同調理場の配送校に朝霧台小学校および長町中学校芳齋分校を追加して小將町中学校を削除する。なお、長町中学校芳齋分校は、

芳斉2丁目地内で建設中の中央小学校および長町中学校の特学分校が開校するまでの間、令和5年度いっぱいには現在の小將町中学校内にそのまま残ることになるため、小將町中学校に変わり記載するものである。この規則は令和5年4月1日からの施行となる。

（特になし）

○ 議案第5号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について（教育総務課）

（説明の概要）別冊資料「令和5年3月教育委員会規則関係議案」4ページ。市の機構改革に伴い、全庁的に係の名称を統一することを受け、図書館総務課内にある「図書館総務係」を「総務係」に改める。なお、所管する業務内容に変更はない。この規則は令和5年4月1日からの施行となる。

（特になし）

○ 議案第6号 金沢市教育委員会公印規則の一部改正について（教育総務課）

（説明の概要）別冊資料「令和5年3月教育委員会規則関係議案」10ページ。従来は実際の公印と電子印影での印刷時の仕上がりに差があったため、別の公印としてそれぞれ規定を持つ必要があったが、印刷技術の向上により現在は電子印影でも実際の公印と遜色ない精度で印刷できるようになった。このことから、実際の公印と電子印影を区別して規則で定める必要がなくなったため、全庁的に規則を統一し、電子印影に関する規定を削除する。この規則は令和5年4月1日からの施行となる。

（特になし）

○ 議案第7号 金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則制定について（教育総務課）

○ 議案第8号 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について（教育総務課）

（説明の概要）別冊資料「令和5年3月教育委員会規則関係議案」13～20ページ。いずれも個人情報保護に関する規則の議案である。国は個人情報の保護と活用を図るため、令和3年5月に個人情報保護法の改正を行い、全国の地方自治体の個人情報保護制度も国や民間と同様に、新たな個人情報保護法の規定に一本化することにした。令和5年4月1日からは、これまで条例や規則により独自運用されてきた都道府県や市町村の個人情報保護制度についてもこの法律の制度に移行されることから、国の規定に合わせ、情報公開と個人情報保護に関する事項を別の規則で定めるよう全庁的に規則を統一する。

議案第7号は、新たに市長部局で金沢市個人情報保護に関する法律施行条例が制定されることを受け、市長部局の例により、教育委員会における必要事項を新たに定めるものである。議案第8号は、現行の規則中に記載のある引用条例等の名称が変わることを受け、一部改正するものである。両規則は令和5年4月1日からの施行とする。

野口教育長

国の法律改正を受けて全庁的に個人情報保護に関する文言が変わるので、教育委員会も同じように変わると理解してよろしいですか。

堀場教育総務課長

令和5年4月1日から国の規定に合わせて変わる金沢市独自の規則は全庁で21本あります。その一つが教育委員会の規則となります。これま

では金沢市の個人情報保護条例という一つの条例の中に情報公開制度、個人情報保護、情報公開、個人情報の審査会や審議会に関する規定が全て盛り込まれていましたが、今回の改定により、それぞれ独立させた4本の条例を新たに作るようになりました。教育委員会としては、市長部局の条例改正に伴い、それを例に取りながら今回新たに改正するものです。

長澤委員

運用に変化はないという理解でよろしいでしょうか。

堀場教育総務課長

個人情報保護法の制度によって国のガイドラインが示されているのですが、これまで金沢市が独自で運用してきた基準と国のガイドラインで相違があるものについては、情報を求める方に優位となるように、これまで金沢市の条例にのっとった基準としています。例えば、個人情報ファイルの収集対象者数は国では1,000人以上としていますが、本市では現行のまま100人以上も維持し、また個人情報の開示を決定するまでの期限は、国の制度では30日以内としていますが、本市では現行制度と同じ14日以内を維持することにしています。

長澤委員

そうすると、運用は今回の改正を経ても変わらないという理解でよろしいですか。

堀場教育総務課長

許容された範囲内で現行の制度を維持しています。

田邊委員

法律施行規則や条例施行規則などはあまり聞き慣れない言葉だと思っているのですが、よくある名称なのでしょう。

堀場教育総務課長

地方自治体独自で作る条例等にはこうしたものはないのですが、国の法律に基づくもの、規定がそこに定められているものについてはこのような名称となります。

田邊委員

国の法令では法律と施行規則は区別されていますが、続いた名称があるのを初めて見たような気がしますので、参考になりました。

○ 議案第9号 金沢市立学校の教職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定について（学校職員課）

（説明の概要）別冊資料「令和5年3月教育委員会規則関係議案」21ページ。国が定めた指針により、服務監督権者である教育委員会がその所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることになったことと、石川県においては石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則が令和4年3月31日に制定されたことを受け、本市でも教育委員会規則の制定を行うものである。23ページに石川県の規則との対比表を載せた。石川県立学校の教育職員について定めた県の規則と同様の上限時間等の内容となっている。この規則は令和5年4月1日から施行する。この規則の制定により、本市教職員が元気に働き続けるための持続可能な環境づくりをさらに進めていきたいと考えている。

長澤委員

昨年4月1日から施行されている県の規則と内容は全く一緒という理解でよろしかったでしょうか。

中村学校職員課長

金沢市は算用数字、県は漢数字を使っている部分だけが異なっていて、内容の文章は全部同じにしてあります。

長澤委員

金沢市以外の市町の動向はどうなっていますか。足並みをそろえて今回一斉に制定されているのでしょうか。

中村学校職員課長

この4月1日に制定しないと年間の360時間や720時間が計算できないということもあって、19市町の教育委員会に先週、電話やメール等で確認させていただきました。これまでに制定した市町は8市町、この令和5年4月1日施行で準備を進めているのが金沢市、羽咋市、白山市、川北町の4市町で、現在12市町となっています。あと七つは、予定がないのかどうか分かりませんが、現段階では未定という回答を得ています。

櫻吉委員

第2条に「1カ月について45時間」「1年について360時間」とあり、第2項にまた別のことが書いてあります。第2項は内容を見ても何が違うのかよく分からないのですが、ご説明いただけますか。

中村学校職員課長

総合訪問の折に私の方から中期的な目標として、この数字を現場の方々にお知らせしてきたと思います。時間外が1カ月は45時間以内、年間は360時間以内というのは国が原則として決めたことです。しかし、教育現場を考えると、繁忙期がどうしても生じてしまうことや、突発的な子どもの事故や事件などいろいろなことが想定されるので、45時間以内にずっと収めることは現実的には非常に難しくなっています。

そのために第2項が掲げられていて、(1)1カ月では絶対に100時間は超えてはいけない、(2)年間では720時間を超えてはいけないという項目のほか、(3)45時間を超える月数は年間6カ月までということは、45時間以内の月が6カ月ないといけないこととなります。(4)は平均時間を必ず80時間未満に抑えなければいけないということで、例えば4月に100時間働いてしまったら、5月は60時間しか働けないというルールになっています。

櫻吉委員

1項は原則で、2項は具体的な内容という感じですね。1項が360時間、2項が720時間となっていて、違和感があったのですが。

中村学校職員課長

非常に分かりづらい表現で申し訳ないのですが、やはり1項は基本だと私も思っていますし、現場にはそれができる学校、できない学校、いろいろありますので、最低でもクリアしてほしいという上限を2項に設定したと自分は捉えています。

長澤委員

今の櫻吉委員の「違和感」は非常によく分かるところで、どちらが原則なのか、条文としては第1項が原則とうたっているものの、現場はそのうち第2項が原則になってしまうのではないかという危惧もあります。第2項の要件に「通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い」と書いてあって、この解釈が何でも当てはまるというふうになってしまうと、今言ったように原則と例外がひっくり返ってしまうことになるので、この要件は厳格に捉えてくださいということはぜひ現場の方々に周知していただかないといけないと思います。2項さえクリアしていれば大丈夫ということになってしまうと、第1項が無意味になってしまうと思います。

中村学校職員課長

ご指摘のとおりだと思っております。現場に赴いて総合訪問等でお話しするのは全ての学校ではありませんが、定例の校長会議等で毎回お伝えしているところではあります。委員の皆さんもご存じのとおり、80時間を超えている者がなかなかゼロにならないという現状もありますので、そのことも含めて、ご指摘のように2項さえクリアすればいいという状況に陥らないように、できれば1項を順守するよう強く訴えていきたいと思っています。

木村委員	2項の文言はどのような意味なのかなと思うのです。「教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加」というのは、コロナのようなことをおっしゃっているのか、学校ではそういうふういろいろなことが起きているのか、校務支援などでやはり時間超過せざるを得ないということなのでしょうか。
中村学校職員課長	具体的な例としてふさわしいかどうか分かりませんが、学校というところは何百人という児童生徒がいます。例えばある小学校で、児童が交通事故に遭った場合、先生方は保護者会を開いたりして勤務時間が終わっても帰るわけにはいきませんし、不祥事が起こった場合もまず予見することができないはずなので、校長、教頭を含めて関係職員は夜遅くまで残らなければならないことは想像がつきます。運動会や通知簿渡しといった通常予見できる内容のことを指しているわけではないと思っていて、本当に突発的に起こった事故・事件等には時間が膨大にかかりますので、2項はそうした場合の対処だと私は思っています。
木村委員	そういうことが増えていると捉えてよろしいですか。
中村学校職員課長	決して増加しているわけではなくて、かといって何もなかったかという毎年何か起こりますので、そういうときには教員の45時間や360時間だけではカバーし切れないというふうにご理解いただきたいと思います。
野口教育長	これまで県も市も教職員の時間外勤務時間を減らすためにさまざまな努力をしてきたので、減少傾向にあります。最近では校務支援システムの導入や給食費の公会計化などさまざまな取り組みを行っていますが、それ以上に一番大事なのは、教職員自身が自分の健康を常に考えながら自分の時間外勤務時間を減らすということを意識することだと思います。この規則を制定することによって、さらに時間外勤務時間が減るようになることが大事だと思います。今回の人事異動でも校長、教頭が随分代わっていますので、また次の校長会議等を通して、今回の規則改正等について説明いただきながら周知していくといいのではないかと思います。これにより、時間外勤務時間が減ることを願っております。

○ 報告第6号 朝霧台小学校の開校について（教育総務課）

（説明の概要）議案書8ページ。先般、校舎に係る工事が完了し、新学期に合わせて来月開校することとなった。そのため、改めて校舎の特徴についてご説明する。

施設の特徴は3点ある。1点目は「想像力を育む活力ある学習環境の創出」である。校舎の2、3階に多様な学習形態が可能となるオープンスペースを整備した。2点目は「安全・安心な教育環境の整備と防災機能の強化」である。普通教室を2階以上に配置するとともに、施設内に備蓄倉庫を設け、各階に多目的トイレを整備した。3点目は「木のぬくもりや自然を感じ、地域への愛情や誇りを育む学校づくり」である。教室間の間仕切りや廊下など校舎全体に、市営造林から伐採されたスギ材や能登ヒバ等の県産材を多く使用したほか、普通教室をグラウンド向きに配置し、美しい眺望景観と明るい教室空間を確保した。

開校式は4月5日（水）午前10時から開催する。

（特になし）

○ 報告第7号 長町中学校の開校について（教育総務課）

（説明の概要）議案書11ページ。中央地区における中学校の規模適正化や校区重複型通学

区域の解消のため、旧中央小学校の校舎改修に取り組んできた長町中学校についても来月開校することから、主な改修内容についてご説明する。

今回の改修では外部や内部の改修に併せて武道場や部室を整備するとともに、特別教室に備え付けの机を新しくするなど中学生に合わせた仕様としたほか、内装の木質化を図り、全ての照明をLED化するなど学習環境の充実を図った。また、新たにエレベーターを設置するとともに、各階にバリアフリートイレを設置した。

開校式は、4月6日（木）午前10時からの開催となる。

長澤委員

普通教室の机や椅子も全て大きさを変えているのでしょうか。机にタブレットを置いたりすると結構手狭になるという印象があります。

堀場教育総務課長

今回、校舎の内外部の改装を行っていますが、中のものについては中学校仕様にできるものは中学校仕様に新たに整備しています。机については、昨年から新JIS規格の机、縦横5cmずつ大きい机を6年計画で中学校3年生から順次導入しているところです。中学3年生分は既に配備されており、次年度には中学2年生分を配備する予定としています。

長澤委員

新規格のものが順次入っていくというのは、他の中学校と同じスピードで入ってくるということですか。

堀場教育総務課長

そうです。

長澤委員

新しい机が来るまでは小学生が使っていた机を使うことになるのでしょうか。

堀場教育総務課長

既に中央小学校が移転してから、改修工事のために校舎内の机・椅子などは全て搬出されており、今度入るものは現在の小將町中学校で使っていたものが一部入ってくるようになります。

丸山委員

先ほどの朝霧台小学校もそうですが、車椅子を利用する生徒や障害のある生徒に向けた対応が非常にされているなという印象があります。エレベーターは基本的には障害がある生徒だけが使用するのでしょうか。それとも普通の生徒も使うのでしょうか。

堀場教育総務課長

基本的に学校に設置するエレベーターは、障害のある方に限定しているものではありません。けがをした児童生徒も使うことができますし、避難所として開設される場合には高齢者の方も使えるような仕様になっています。

田邊委員

小学校も中学校も教室の面積は従来の法令基準をベースにしたサイズになっているのでしょうか。教室の大きさはどうなっていますか。

堀場教育総務課長

長町中学校については既存の校舎の改修ですので、教室間の構造壁を壊さないことから、従来どおり8×8mの教室になっています。朝霧台小学校については、1人1台学習用端末や、木質化を進めるとか、大々的に市の新JIS規格の学習機の導入が決まった後に設計したことから、8×8.5mと横幅を若干長く設計しています。

○ 報告第8号 子どもを育む行動計画2023の策定について（教育総務課）

（説明の概要）概要を議案書14ページに記載し、詳細は別冊の参考資料に載せた。12月に開催された本教育委員会議で計画の骨子案についてご報告した後、パブリックコメントを実施した。先月末にはPTAや地域、企業、NPO法人等、子どもの育成に関わる団体・組織の代表者25名による3回目の推進委員会を開催し、寄せられた意見や次年度の予算編成状況を踏まえた最終案を審議し、了承が得られた。

別冊参考資料に示した新たな行動計画では、現計画との変更点を赤字で記述している。

参考資料3ページ、「家庭の行動指針」では、学習用端末をはじめ日常でデジタル機器を使用することが増えていることから、正しい情報を得て活用し、適切な使い方を一緒に学び、考えるとしたほか、子ども基本法が昨年6月に成立、今年4月から施行されるのに合わせ、子どもの人権・多様性の尊重を指針に盛り込んだ。

4ページ、「地域の行動指針」では、地域住民の高齢化やコロナ禍の影響等などからコミュニティの継続が難しい側面もあり、地域全体がつながることと次の時代を担っていく人材の育成を指針に追加した。

5ページ、「企業の行動指針」では、柔軟な働き方ができる職場づくりの推進や、子育てに関する休暇の取得に理解を深めるなど、職場全体での子育てしやすい環境づくりを視点に盛り込んだ。

6ページ、「学校の行動指針」では、GIGAスクール構想によるICTを活用した授業の実践を通じて、情報活用能力の育成や多様な学びの場の保障に努めるとともに、中学校の部活動の地域移行に取り組むことを新たに追加している。

7～8ページ、「行政の行動計画」では、次年度の予算編成状況を踏まえ、新たに保健師が地域の子育てサロン等に出向く相談事業や、全中学生がフルオーケストラ等の本格的な文化を体感する授業等を新たに盛り込んだ。

次年度にはハンドブックを作成し、市ホームページへ掲載するほか、小中学生全ての保護者と教職員への配布や、公民館や児童館、また推進委員会のメンバーである商工会議所や青年会議所を通して企業への配布も予定している。併せて、金沢かがやき発信講座等を活用しての講座開催などにも取り組み、広く周知していきたいと考えている。

長澤委員

「行動計画2023策定の趣旨」の基本的な考え方等についての(2)に「ウェルビーイングの実現という基本方針のもと」と書かれています。「ウェルビーイング」の注釈が下に付いていて、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること」ということで、「将来にわたる持続的な幸福を含む概念」となっていますが、「ウェルビーイングの実現」は具体的な施策の中にどのように反映されているのでしょうか。

堀場教育総務課長

ウェルビーイングについては、12月の本教育委員会議でもその意味についてご説明したとおりですが、文部科学省が進めている次期教育振興基本計画に、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が一つの大きな柱として掲げられています。今回、ウェルビーイングを基本的な考え方の一つとし、行政、家庭、地域それぞれに子どもの幸せを向上させ、良い状態であることを継続的に維持していく方針を踏まえて各指針に盛り込んでおり、全体を通してこの基本計画の見直しを行ったものです。

野口教育長

これを具体的に進めていくことによってウェルビーイングが達成されていくだろうという捉え方でよろしいですか。

堀場教育総務課長

はい。

丸山委員

「5 行政の行動計画」の1の5に「SNSやAIチャットボットを活用し」とあるのですが、「AIチャットボット」とはどのようなものですか。実際にどういう場面で使われているのでしょうか。

堀場教育総務課長

AIチャットボットは、金沢市の公式SNSなどでも最近導入されており、行政手続きに関する問い合わせやごみの出し方に関する問い合わせなどにAIが会話形式で回答するというものです。例えば金沢市公式サイトで「転入手続きはどこで行えばいいのですか」と入力すると、AIが返信してくれるといった行政サービスが拡充しつつあります。今後、子育ての分野において拡充させていく方針が示されていますが、具体的にどの課でどのようなものを対象としているかは把握していません。

田邊委員

五つの主体がそれぞれの責務を果たすことでこの行動計画が構成されていますが、家庭、地域、企業に関しては促すという意味で「指針」と表現されており、行政は主体そのものなので「行動計画」となっています。一方、学校も主体に非常に近いので大きなボリュームの内容が掲げられており、それが推進されていくことが基本的なつくりになっていると思うのですが、学校がなぜ行動指針といった表現を取り、行動計画でないのかというのは微妙なところかもしれません。表現こそ計画ではありませんが、学校の取り組みは重要だと思います。

「4 学校の行動指針」で、「学校の責務」について子ども条例の6条が引いてあり、「取りまとめの観点」では小学校・中学校の役割として「6つの視点を基本とする」と表現されています。この「6つの視点」とは何を指しているのでしょうか。

堀場教育総務課長

同じページの「1 小学校・中学校」の右側、「方向性や基本的な視点」に記載してある「①確かな学力の向上を図ります」から「⑥責任ある学校経営を推進します」までの六つを指しています。

田邊委員

なるほど。当たり前のことなのか、言うまでもないことなのか、読みながら分からなかったもので、お尋ねしました。

○ 報告第9号 中学校部活動の地域移行に関する抽出調査結果の概要について（学校指導課）

（説明の概要）議案書16ページ。2月の教育委員会議でご報告した調査を実際に行った。

設問項目としてスポーツクラブ等への参加状況を聞くものなどがあったが、参加していたけれども現時点では辞めている場合にどう回答すれば良いか困った児童がいたとのことだったので、今後の調査では学校ごとの設問の説明をより丁寧に行う必要があると考えている。回答リストの選択肢についても、内容が似ていて統一できる選択肢もあるという指摘も挙げられているので、選択肢の数の修正も行っていきたい。その他、小学生にとっては部活動と地域クラブ活動の違いが分かりにくいという意見もあった。特に小学校5年生についてはまだ部活動に関するイメージが十分に持っていない中で休日の部活動について質問されていたので、学校でもかなり説明に苦慮したというご意見が挙げられている。以上、今後行っていく全小中学校に対する調査に向けて、設問項目や実施時期、回答リスト、調査対象などの見直しを図り、実施していきたい。

参考として幾つかの抽出調査結果を報告する。まず、小学生用、中学生用、保護者用のアンケート結果より、「休日について、地域クラブ活動になる場合、参加したい（させたい）で

すか」という設問に対する回答を円グラフで示した。中学生は「参加したい」より「参加したくない」が上回った。小学生と保護者は「参加したい（させたい）」が上回った。いずれにしても、現状は「まだ決めていない」という回答が最も多かった。

「参加したい（させたい）活動は何ですか」という設問に対しては、運動系で42の活動、文化系で29の活動が挙げられた。

参加したい（させたい）活動について「その活動を選んだ理由は何ですか」という設問では、小学生・中学生・保護者の全てで「部活動と同じ活動をしたい（させたい）」「その活動に興味がある」「体力や技術を身に付けたい（付けさせたい）」という順位となった。

「参加したくない（させたくない）理由は何ですか」という設問では、小・中学生ともに「他にやりたいことがある」「休日までしたくない」「自分に合った活動を選べるか不安」の順に回答が多かった。保護者では2番目に「子どもの送迎が大変である」という意見が多かった。

「休日の地域クラブ活動について気になることは何ですか」という設問では、小学生・中学生・保護者の全てにおいて「活動時間」や「活動場所」が上位に入っていた。また、小学生では「活動の種類」、中学生では「活動メンバー」、保護者に関しては「参加費用」が気になるという回答が上位に入った。

教員用アンケートの結果である。「休日について、地域クラブ活動になる場合、兼職兼業の手続きをして、指導者として携わりたいですか」という設問に対して、「携わりたい」と回答した教員は11.3%、「携わりたくない」という回答は51.0%、「分からない」「まだ決めていない」が37.7%だった。携わりたい理由では、「これまでの経験を生かしたい」「子どもたちに協力する喜びを味わわせたい」「活動に関心がある」といった回答が多かった。携わりたくない理由では、「自身や家族との時間を確保したい」「自身の精神的負担が大きい」「専門的指導に不安があるから」という回答が多かった。休日の地域クラブ活動について気になることは何かという設問では、「平日の学校部活動との連携」「大会やコンクール等への教員の関わり」という意見が多かった。

木村委員

地域移行は何年に行われるのですか。

地下学校指導課長

地域移行については12月に国からガイドラインが示されました。その中で、休日に関してのみですが、部活動を地域に移行する改革推進期間として令和5～7年度の3年間で設定されています。ただし、その3年間で全てを完了しなければならないわけではなく、その3年間を経て、そのときの状況を見て次の展開に移っていくことになります。まずは集中して取り組んでみようという期間が3年間設定されています。

櫻吉委員

参加したい（させたい）活動がものすごく多岐にわたっていて、内容自体がいわゆる習い事と境界がはっきり分からないものが非常に多くあります。これを例えば教育委員会や中学校が管理して関わっていくことが本当に正しいことなのかどうか疑問に思う部分があるのですが、どのように考えておられますか。

地下学校指導課長

教育委員会、学校としてのスタンスは、まず部活動が地域に移行するということですので、移行した先の受け皿が学校の管理下に置かれるものではありません。ですので、もしかすると習い事を選択して休日を過ごすお子さんもいるかもしれませんが、地域クラブ活動として、金沢市役所でいえば文化スポーツ局が中心となって受け皿をつくっていくことも今後想定されます。そのときに、そこに設定された受け皿

に対して子どもたちがどう反応するか、保護者がどう反応するか、乗ってくるのか、それとも違うことをするのか、何もしないのかという状況の中で、保護者と生徒のニーズに応じて休日の過ごし方が決まってくることとなります。

国のガイドラインとしては、休日も含めて部活動については今後、生涯にわたってスポーツや文化的活動にどう向き合っていくかという流れの中に入れていくという発想がありますので、そういった一連の流れの中で、中学生という発達段階にある子どもたちがスポーツとどう向き合うのか、文化的活動とどう向き合うのかといったことを考えていくことになると思います。

櫻吉委員

まだ十分に分からない部分もたくさんあるので、これから勉強しないと分からないのですが、ご説明は分かりました。

野口教育長

これから本調査等が行われますので、そのときにまた説明を伺うことができると思います。取りあえず今回は予備調査の結果ということでご報告いただきました。

○ 報告第10号 令和4年度児童生徒の体力・運動能力調査の概要について（学校指導課）（説明の概要）議案書21ページ。調査内容は、8項目の実技に関する調査と質問紙調査からなる。

別紙1は、8項目を点数化した体力合計点の県平均と市平均の推移を表したものである。令和4年度の市平均と県平均を比較すると、県とおおむね同程度の結果と捉えている。またコロナ禍以前の令和元年度と比較すると、小学校においては同程度まで回復しているように見てとれるが、中学校においてははまだ下回っている状況である。

別紙2は、実技に関する調査について、項目ごとに令和4年度の市平均と県平均を比較したものである。小学校では「長座体前屈」「反復横跳び」が大変良い状況と捉えている。一方で「握力」「ボール投げ」は県を下回っており、その傾向が中学校でも見られる。さらに中学校では「反復横跳び」と「50m走」で県を下回っている。

本調査結果に基づく体力向上に向けた今後の指導について校長会議等で周知し、各学校の実態に即した体力向上の取り組みが実践されるよう学校訪問等を通じて指導していきたい。

櫻吉委員

各項目における状況を見ますと、握力やボール投げなど上肢の能力が低く見えるのですが、これは今年たまたまですか。それとも経年的にこういう傾向があるのですか。

地下学校指導課長

委員ご指摘のとおり、そういった傾向が継続的に見られるので、学校指導課としてもそちらに特化した指導・助言等を今後充実して行っていかなければならないと考えています。また、そうした傾向に関する分析もしっかりと行い、これだけ継続的な低下になっていますので、原因がどこにあるのかといったところについてもしっかりと、体育を専門とする校長先生方を通じて意見聴取を行っているところです。そういったところも含めて、原因解明と具体的な対応に取り組んでいきたいと考えています。

丸山委員

投げるといふ動作自体、以前から平均以下だったと思うのですが、今回は特に中学校で「反復横跳び」や「50m走」が平均を下回っていてちょっと心配な感じがします。以前はどうだったのですか。

地下学校指導課長	別紙1をご覧いただくと、総合的な数値でしか分からないのですが、中学生に関してはコロナ前の水準に戻っていないと捉えています。小学校については戻ってきています。これは全国的にも同じ傾向がありまして、全国と比べると県市ともに平均を上回って、上位にいる状況なのですが、そうはいつでも課題がないわけではありませんので、そのような課題がある中で具体的に対応していかなければならないと考えています。
丸山委員	コロナの影響もまだあるという理解でいいですか。
地下学校指導課長	国も同じ分析をしているのですが、呼気の上がる運動に関して制限を受けていた時期が長いことと、ボールなどを子どもたちが共有しながら行う運動についても制限がかなり続いていたので、そういったことの影響は少なからずあるのではないかと捉えています。逆に「長座体前屈」のように、息が上がらない運動、他との関わりが少ない運動の時間を確保しながら体育を行ってきたので、そうした項目の数値が案外高い傾向にあるということも、国と同様、市の分析では見られます。
野口教育長	明日、実は県のスポーツ推進審議会があるのですが、「握力」や「ボール投げ」に▲が付いているのではないですか。これはあくまでも県との比較であり、県の数値は国の数値に比べて高いことは分かるのですが、「握力」や「ボール投げ」が劣っているという傾向は県も市も同じなのですか。数値が手元になれば明日の朝までで結構です。
地下学校指導課長	数値はございますが、間違っただけを言っただけではないかと思っておりますので、表を見ながら確認しています。
野口教育長	今でなくてもいいです。
地下学校指導課長	よろしいですか。では必ずお伝えします。

○ 報告第11号 新型コロナウイルス感染症に関する金沢市立学校の入学式における対応について（学校指導課）

（説明の概要）議案書25ページ。標記の件について令和5年3月17日付で文部科学省通知が出された。それに基づいて石川県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症に関する入学式における対応について考え方が示された。については、本市教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、3月22日付で各学校に通知したところである。

感染症対策として、体調が普段と異なる方については出席を見送っていただく。その他、会場入り口にアルコール消毒液を設置するとともに、こまめに換気を行う。可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けることで触れ合わない程度の距離を確保し、国歌や校歌を斉唱・合唱するときには体の中心から前方1m程度、左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。マスク着用については児童生徒、教職員、保護者等、来賓に求めないことを基本とし、さまざまな事情によりマスクの着用を希望したり、逆に着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員からマスクの着脱を強いることがないようにする。

参加人数や式典時間に関しては、来賓や保護者等については座席間の距離を確保した上で感染対策上の参加人数の制限は必要ないこととし、式典の実施内容の精選や時間の短縮も必要ないということを基本的な考え方として学校に対し伝えたとところである。

（特になし）

○ 報告第12号 金沢市立学校における新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について（学校指導課）

（説明の概要）議案書27ページ。今年2月の1カ月間では、各学校を通じて延べ340人の感染報告があった。感染状況により学級・学年閉鎖等の措置を行ったものは、小学校1校で二つあった。なお、3月については27日までの延べ人数で59人となっている。

（特になし）

○ 報告第13号 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」ハンドブックについて（生涯学習課）

（説明の概要）議案書29ページ。今年度、本市の家庭教育推進プログラムが改定され、家庭教育に関する指針の周知を図るとともに、その実践と継続のサポートとなるハンドブックを作成した。

「安心感」や「共感」をキーワードとし、指針に沿った保護者の家庭教育や子育てに関する身近なエピソードをイラストや3コマ漫画などによって掲載している。また、子どもの発達段階に応じて、小中学生の保護者向け、幼児の保護者向けの2種類を作成している。令和5年4月以降、小中学校の入学式、1歳6カ月健診の機会に保護者へ配布するとともに、本市の「家庭教育サイト」に掲載することを考えている。加えて、子育て支援に携わる関係者にも配布したいと考えている。制作は、学識者、教育・子育て支援団体の皆さんで構成される制作委員会で行った。

野口教育長

生涯学習課がこのことに関わり力を入れていて、遅い時間まで何回も編集会議を重ね、手に取ってしっかり読んでいただくためにイラストをたくさん入れて、分かりやすいものになったと思います。安宅生涯学習課長は淡々と説明されましたが、本当はたくさんご苦労があったと思います。

大島委員

非常に良いものができたのではないかと思います。見やすく、入り込んでしまうような内容になっていますが、まずは見ていただかないといけないと思いますので、PTAや育友会とうまく連携して、こういうものがあるよという周知を徹底してほしいと思います。

安宅生涯学習課長

委員ご指摘のとおりです。全保護者に紙で配布することも考えたが、紙がもったいないこと、持ち帰っても読まない可能性もあるということで、今回は入学児童の保護者だけにしました。ただ、その他にも家庭教育サイトや、QRコードでダウンロードすることも考えています。加えてSNSを使って一つ一つの項目プッシュ型で情報発信することも考えており、PTAや家庭教育学級での周知に努めていきたい。

櫻吉委員

すごく素敵なパンフレットで、これを保存して持っておいてもらえると何かあったときに調べようかなという気になると思うので、いかにこれを取っておいてもらえるかが鍵かなと思います。難しいかもしれないのですが、母子手帳などとセットの形にして、母子手帳の中にQRコードがあればサイトに行っても見られるのではないかなと思うのです。乳児の股関節健診なども来年度あたりから、母子手帳にQRコードから記載されて、注意事項などが見られるようになります。

母子手帳は子どもが何歳になっても皆さん必ず持っています。われわれは受診される患者さんに、結構大きなお子さんの場合でも「母子手帳を持ってきてください」と言うのですが、必ず持って来られるので、皆さん絶

対に持っているのです。そこにQRコードが記載されたものが1枚挟まっていたら、何かあったときに見ることができると思うので、参考までにと
いうか、持っておいてもらうための工夫が必要なのではないかと思います。

安宅生涯学習課長

そういうご意見を頂きましたので、福祉健康局関係と相談させていただきたいと思
います。基本的に母子手帳をお渡しするときには、「のびのび
ビーノ」などの冊子をその場でお渡しする形になっています。ただ、委員
ご指摘のとおり母子手帳にQRコードだけでも入れられればというのは
参考になりますので、またその点も研究させていただきます。

長澤委員

子どもと向き合っているときに親御さんが手に取ったら非常にありが
たい情報だなと思います。可能であれば近江町いちば館や金沢駅の中にあ
る施設など、親御さんが子どもを連れてくるときにこういった情報が入
ると非常にマッチするのではないかと思います。

安宅生涯学習課長

子ども広場にもこういう冊子を置かせていただくように依頼したいと
思います。

○ 報告第14号 出張図書館モデル事業の廃止及び自動車文庫事業の拡充等について（図書館
総務課）

（説明の概要）議案書31ページ。令和2年10月から実施している出張図書館モデル事業は実
施状況等を踏まえて廃止するが、このうちショッピングセンター2カ所を自動車文庫事業の巡回
ステーションに組み入れ、地域の読書環境の充実につなげる。

出張図書館モデル事業は月に2回、図書の貸出・返却をショッピングセンターや公民館に出張
して実施してきた。これまでの利用実績は資料に記載のとおりだが、イオンの2カ所は場所柄来
場者数も多く、若い方や遠方からの利用もあった。また、公民館の2カ所は利用について地域差
があったが、近隣の60歳以上の方の利用が多く、こうした利用状況を踏まえて事業を見直す。

見直しの内容は、自動車文庫事業の拡充策として、ショッピングセンター2カ所は今後も多く
の利用者が見込め、新規利用者の獲得にもつながることから、自動車文庫の巡回ステーションに
組み入れ、より充実したサービスを提供する。これにより自動車文庫のステーション数は2カ所
増となるが、新県立図書館の至近にある1カ所（小立野の県警機動隊前）を今年度で廃止するた
め、差し引きで1カ所増の34カ所となる。

なお、公民館2カ所のうち犀川公民館については、これまで行っていた資料の持参は終了する
が、モデル事業で一定の利用があり、また利用していた方への配慮も必要であることから、代替
として犀川公民館で需要が高かった予約本の受付や図書返却を引き続き月2回職員が出張して対
応することとする。

櫻吉委員

自動車文庫の巡回ステーションは、市内に何カ所もあって、それにイオ
ンの2カ所が新たに加わるということではよろしいですか。

岩井図書館総務課
長

自動車文庫は移動図書館車に本を積んで市内を巡回する事業で、現在ス
テーション数が33カ所あるのですが、月1回行っているところと月2回
行っているところがあります。

櫻吉委員

そのステーションが二つ増えるということではよろしいですか。

岩井図書館総務課
長

新たにイオン金沢店さんとイオンもりの里店さんに新たに自動車文庫
の巡回ステーションを設置します。これまでの出張図書館モデル事業では
職員が本を500冊ほど持って行って、イオンさんや公民館の建物内に本

を下ろして並べ、サービスの時間が終わったらまた本を積んで帰ってくる
ということをやっていたのですが、出張図書館モデル事業は終了とし、自
動車文庫の巡回に切り替えます。

櫻吉委員

内容自体は巡回ステーションと出張図書館は同じものなのですか。

岩井図書館総務課
長

持って行ったその本を見ていただいたり、図書館の利用者登録など図書
館でできる利用者サービスをその場で受けられる点は変わりありません。
ただ、これまでのモデル事業では500冊ほどの本しか持っていけなかつ
たのですが、自動車文庫になると3.5トントラックの改造車になります
ので、約3,500冊の本を持っていくことができるため、その点につい
てはサービスが向上すると思っています。

櫻吉委員

出張図書館サービスはなくなってしまうということですか。

岩井図書館総務課
長

出張図書館モデル事業として4カ所に500冊ほど職員が本を持って
行っていたのですが、そちらはいったん見直しをする形で終了すること
になります。

櫻吉委員

なかなか図書館に行けない方が本を読む機会はあったらいいと思っ
ているので、できたらこうした事業は続けられるものなら続けていただ
きたいと思います。

岩井図書館総務課
長

モデル事業を始めた趣旨は、図書館から離れている場所の方に本をも
とたくさん読んでもらうためには、もっと幅広い年代の方に本を手を取
ってもらうためにはどうしたらいいかということを検証するために、ある
程度人が集まる場所に職員が出張し、そこで貸出・返却をするというも
のでした。モデル事業として実施してきたのですが、今後このサービスを
どうするかということを検討する中で、一定の利用が見込める場所につ
いては自動車文庫ステーションに切り替え、さらにサービスを充実するこ
とにしました。

地域の公民館等については、人数はショッピングセンターより少ないか
もしれませんが、熱心に利用していただいた方がいることは承知して
おりますし、図書館としては今後とも地域の読書環境の充実に取り組ん
でいかなければならないと思っておりますので、今後の館外サービスの
見直しをしていく中でもう少し考えていければと思っています。

○ その他(1) 金沢市立工業高等学校卒業者の進路及び活動状況等(令和4年9月～令和5年3月)について

(説明の概要) 議案書32ページ。令和4年度の卒業者は238人で、就職希望者は132人、進学希望者は104人、家事手伝いなど就職や進学以外のその他が2人となっている。就職希望者の132人全員が内定を頂いており、進学希望者104人全員が国公立大学や私立大学等への進学が決まっている。主な就職先や進学先は資料に記載のとおりである。

33ページは下半期の活動状況等についてである。資格取得状況は記載のとおりであるが、今年度は難関資格であるエネルギー管理士の取得者が本校で初めて出た。

全国工業高等学校長協会主催のジュニアマイスター顕彰制度では、今年度は協会理事長賞を全国で12名受賞したが、そのうち本校生徒2名が初めて受賞した。

部活動については、全国大会や北信越大会での主な成績を記載している。

野口教育長

卒業された方は100%決定ということですね。全国表彰2名の新聞記事も掲載されていましたが、本当によく頑張っていたと思います。

長澤委員

先生方のご努力に感謝いたします。素晴らしいなと思いました。ジュニアマイスターとはどのようなものなのか、何を表彰されたのか、教えてください。

長谷川市工高事務
局長

ジュニアマイスター制度とは、全国工業高等学校長協会が工業系の高校生を対象に、産業界で活躍できるように励ますことを目的に主催している顕彰制度です。取得した資格や検定、および各種競技やコンクールでの成績についてその難易度に応じて点数を与え、その合計点により顕彰を行うものです。例えば、最難関の資格であるSランクは30点、その次の難関となるAランクは20点というふうに点数が与えられています。その合計点によってジュニアマイスターの区分があり、シルバーでは30点以上、ゴールドでは45点以上、さらに特別表彰というのはSランクまたはAランクを一つ以上取って、上位八つ以内の資格の合計点が60点以上の場合が該当します。さらに特別表彰の中で顕著な成績を収めた者を表彰するものとして、今回本校の生徒2名が受賞した協会理事長賞があります。

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 _____ 署 名

教 育 委 員 _____ 署 名

(大島委員)